

【法令名】

○ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

【掲載官報】	平成 23 年 8 月 18 日 本紙第 5621 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 8 月 18 日 法律第 99 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 8 月 18 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 趣旨 この法律は、国が被害を受けた市町村に代わって東日本大震災により生じた災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。(第1条関係)</p> <p>2 定義 この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災により生じた廃棄物をいう。(第2条関係)</p> <p>3 国の責務 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。(第3条関係)</p> <p>4 国による災害廃棄物の処理の代行 (一) 国は、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の処理を行う。(第4条第1項関係) (二) (一)により災害廃棄物の処理を行った環境大臣については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の4第1項の規定は、適用しない。(第4条第4項関係)</p>

## WestlawJapan 法令あらまし

	<p>5 費用の負担等</p> <p>(一) 4の(一)により環境大臣が行う災害廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とするとし、この場合において、4の(一)の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の処理を行う場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。(第5条第1項関係)</p> <p>(二) 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の処理を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの(一)により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」について、必要な財政上の措置を講ずる。(第5条第2項関係)</p> <p>6 災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置</p> <p>(一) 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、必要な措置を講ずる。(第6条第1項関係)</p> <p>(二) 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、必要な措置を講ずる。(第6条第2項関係)</p> <p>(三) 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずる。(第6条第3項関係)</p> <p>(四) 国は、災害廃棄物の処理業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずる。(第6条第4項関係)</p> <p>(五) 国は、海に流出した災害廃棄物に関し、指針を策定するとともに、必要な措置を講ずる。(第6条第5項関係)</p> <p>(六) 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の予防及び悪臭防止のために必要な措置を講ずるとともに、資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずる。(第6条第6項関係)</p> <p>7 事務に関する地方環境事務所長への委任(第7条関係)</p>
【改正される法令】	なし